

三田市保育の必要性の認定に関する条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第19条第1項第2号及び第3号に規定するものに対する保育の必要性の認定に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第19条第2号及び第3号に規定するものに対する保育の必要性の認定に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>

三田市子ども審議会条例新旧対照表(第2条関係)

現行	改正案
<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、三田市子ども審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1) 法第77条第1項各号に規定する事務</p> <p>(2) 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、三田市子ども審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1) 法第72条第1項各号に規定する事務</p> <p>(2) 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>